

# 第385回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会

日 時：令和8年3月6日（金）15:00～

場 所：福岡県有明海水産会館 大会議室  
（福岡県柳川市三橋町 271）

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議 題

（1）令和8年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）  
（1～19頁）

（2）農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の  
状況等の報告について（報告） （20～25頁）

（3）農林水産大臣管轄漁場における福岡、佐賀両県の事業について（報告）  
（26～29頁）

（4）その他

### 4. 閉 会

# 第385回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

令和8年3月6日(金) 15:00～

## 【委員】

所 属	職 名	氏 名
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	副会長	半田 亮司
	委 員	今村 克博
	”	堤 大輔
	”	平野 年吉
	”	松藤 文豪
	”	森田 幸寛
	会 長	西久保 敏
	委 員	中島 浩徳
	”	香月 博司
	”	中島 龍
	”	大鋸 幸弘
	”	川村 嘉心

## 【臨席者】

所 属	職 名	氏 名
水産庁九州漁業調整事務所	所長	中村 克彦
	調整課係員	西田 羽那
佐賀県有明海漁業協同組合	指導部部长	有馬 隆文
	指導部次長	下田 貴利
福岡有明海漁業協同組合連合会	専務理事	林 宗徳
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	伊藤 毅史
	事務局長	荒巻 裕
佐賀県海区 漁業調整委員会事務局	主任主査	寺田 直樹
	漁業調整係長	松本 昌大
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	主任技師	田中 慎也
	漁場整備係長	後川 龍男
福岡県農林水産部 水産局水産振興課	主任技師	長倉 光佑
	事務局長	池浦 繁
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	技術主査	中川 清
	主任主事	山田 菜美子

## 刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

#### (2) 船舶の総トン数 定めなし

#### (3) 推進機関の馬力数 定めなし

#### (4) 操業区域 福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

#### (5) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

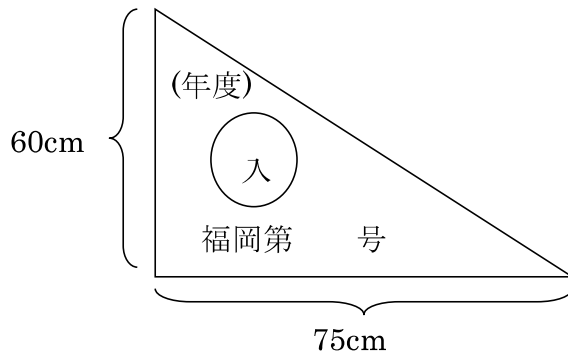
### 2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

### 3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



#### 4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

#### 5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

#### 附 則

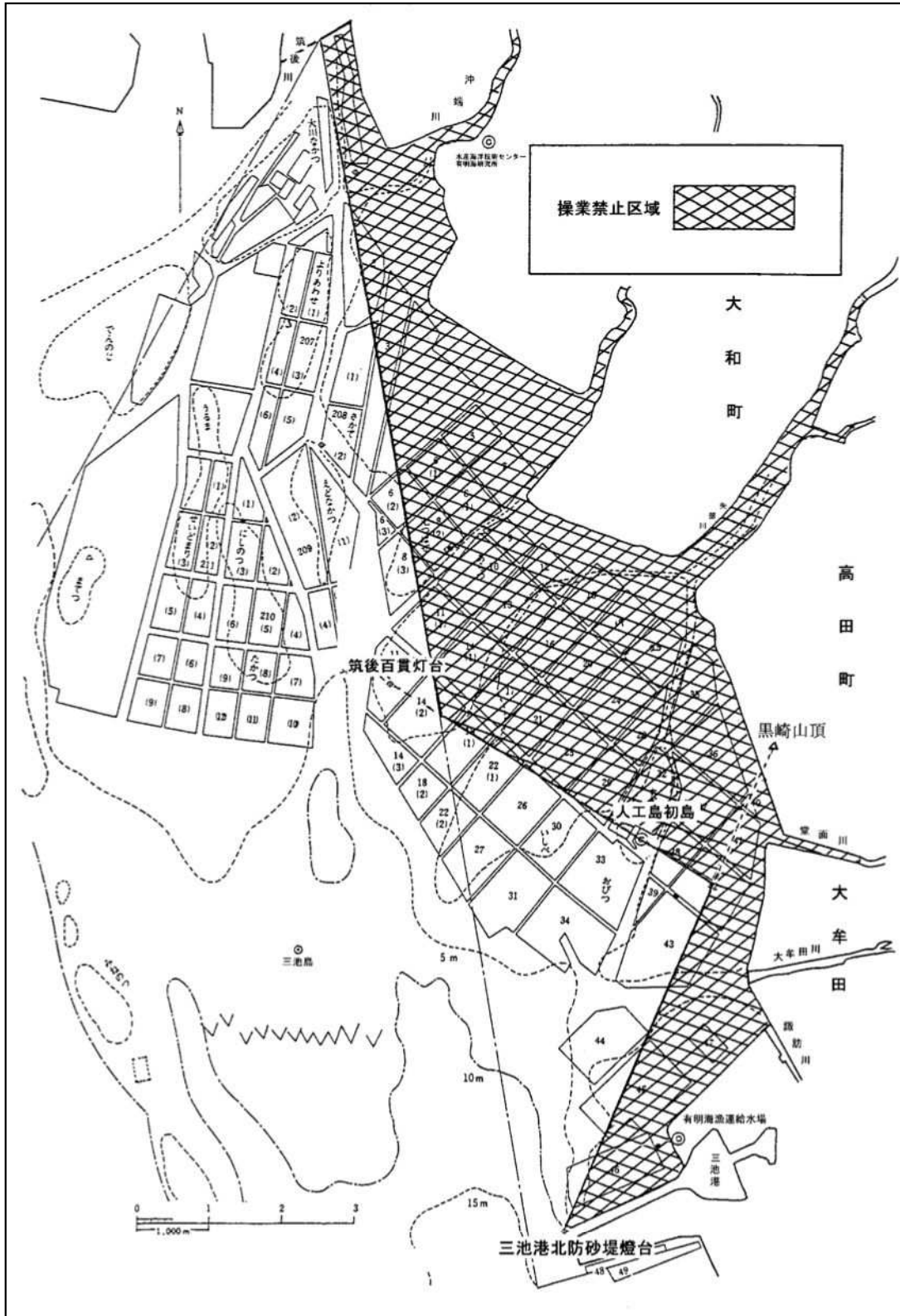
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

## 【すずき流し刺し網漁業】

### ○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



## 【えび三重流し刺し網漁業】

### ○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

## 【雑魚一重流し刺し網漁業】

### ○条件

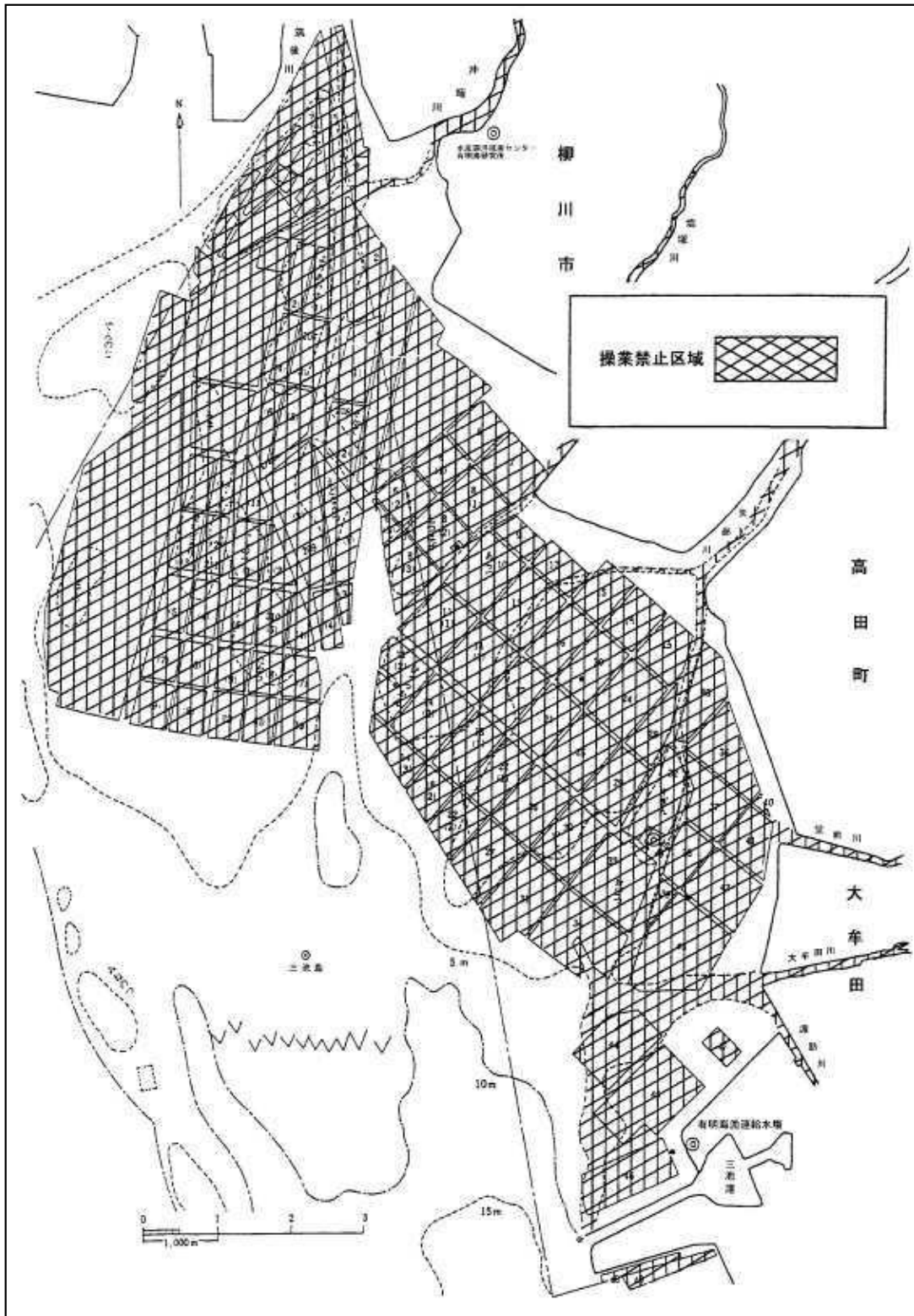
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

## 【固定式刺し網漁業】

### ○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の濬筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】



## 【げんしき網漁業】

### ○条件

1. 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は1統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

## 令和8年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針（案）

### 第1 制限措置

#### 1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

#### 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

#### 3 船舶の総トン数

制限なし

#### 4 推進機関の馬力数

制限なし

#### 5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

#### 6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

#### 7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を實踐できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

### 第2 許可の有効期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

### 第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間は、令和8年4月27日から令和8年6月1日までとする。

2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

### 第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を

超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

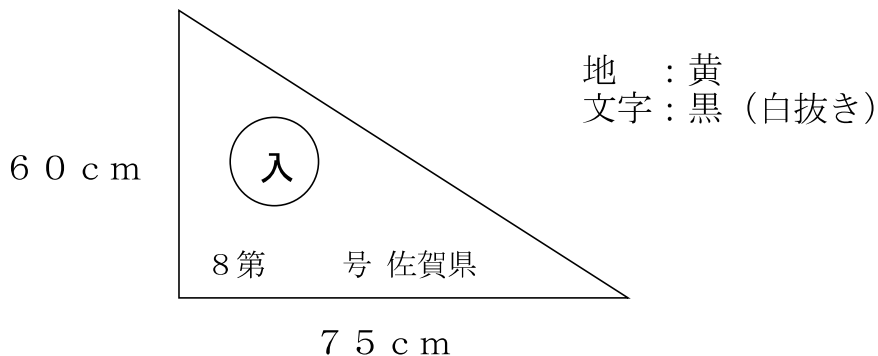
第5 条件  
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

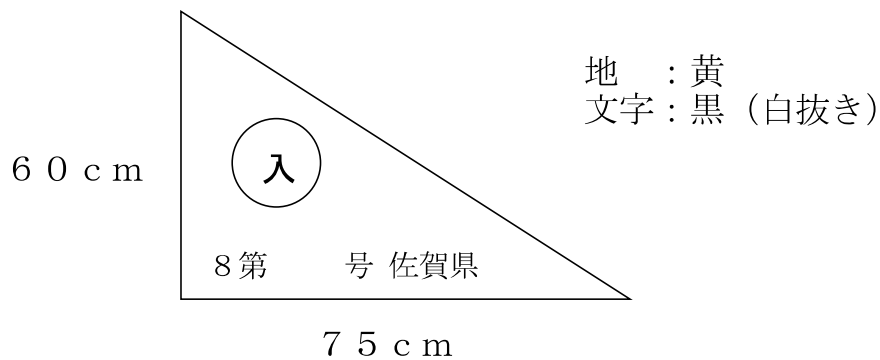
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

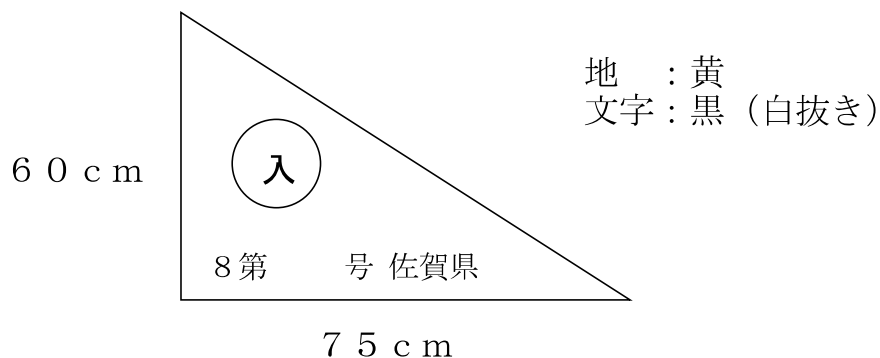
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

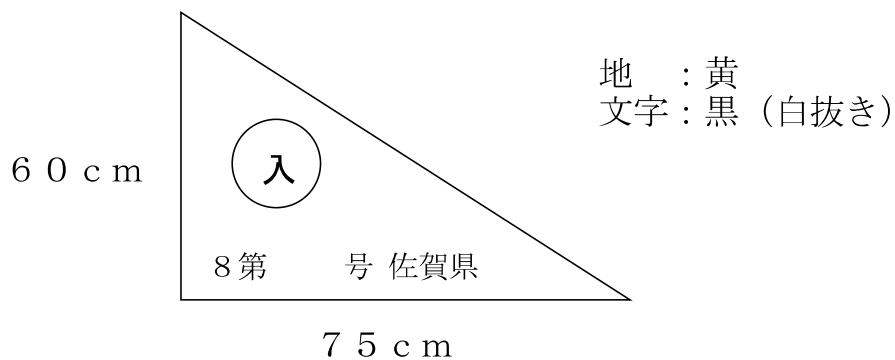
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(固定式刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

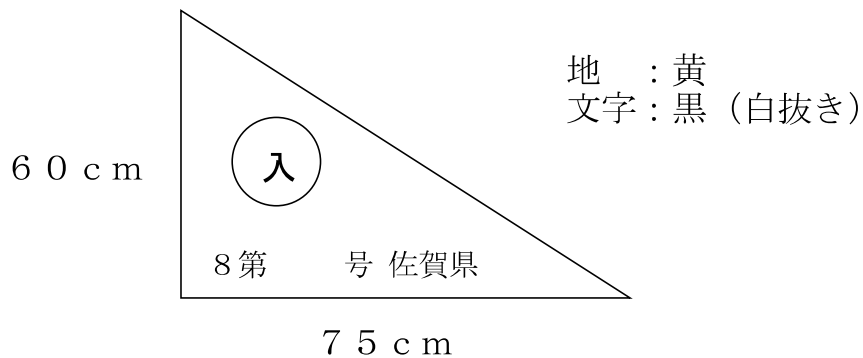
- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考 : はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

令和8年度刺し網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等		福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）
操業区域		佐賀県有明海（大臣管轄漁場を除く。）	福岡県有明海海域（大臣管轄漁場を除く。）
許可枠		120隻	120隻
許可の有効期間		令和8年7月1日～令和9年6月30日	令和8年7月1日～令和9年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (黄色地に黒文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (赤色地に白文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m（仕立上り）以下	530m（仕立上り）以下
	網の目合い	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	300m（仕立上り）以下	300m（仕立上り）以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 (2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。)	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	1統
	ボンデンに設置する旗		水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止	
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大船通し、大潮通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止

## 刺し網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県: 佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	8	7	6	5	4	3	2	元	30	29	28
地	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒
入	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒

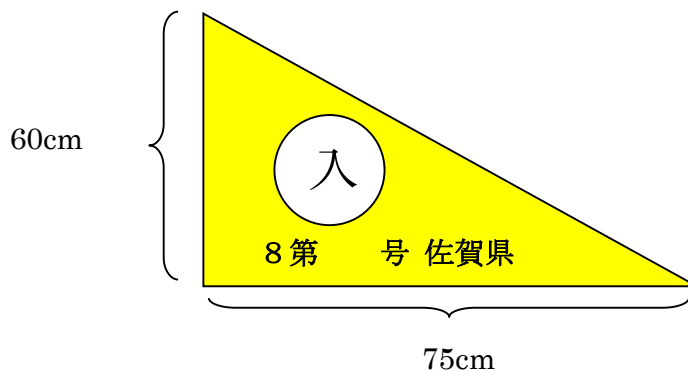
発行県: 福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

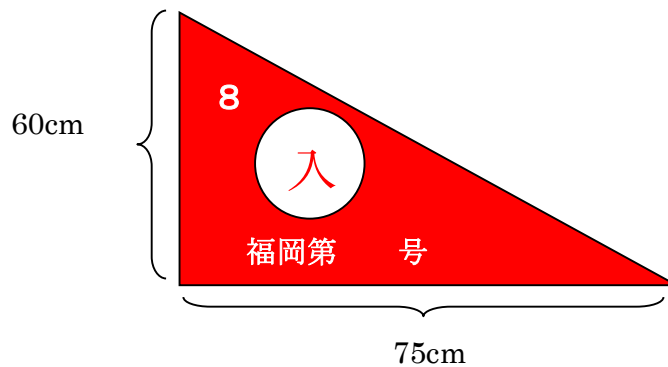
年度	8	7	6	5	4	3	2	元	30	29	28
地	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒
入	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤

### ○令和8年度刺し網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)





7水管第2611号  
令和8年1月9日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川市漁業協同組合及び川口漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき別添のとおり貴委員会に報告する。



報告対象期間：令和6年5月1日～令和7年4月30日

【区画漁業権】

免許番号	(1) 免許番号等 漁業権者	(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
				始期	終期	操業状況 (のり網枚数)	生産量	行使権者数 (人)	行使状況(人)			
農区第207号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	5,890		50		1. 漁業権行使規則の取組実績 (のり養殖漁場行使に当たり厳守すべき行使の内容) ・漁業権管理委員会の実施 ・資格審査の実施	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第208号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4,414		55			○	適切かつ有効に活用されている。
農区第209号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	10,124		105	404		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第210号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	17,584	総生産枚数 約7.7億枚	176		2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃 ・漁場巡回監視 ・漁場調査 ・小間位置の点検管理	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第211号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	9,706	総生産額 約191.7億円	101			○	適切かつ有効に活用されている。
農区第212号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	20	【※】	27	1	3. その他の取組 ・新就業者向け研修会の開催 ・法人化に向けた勉強会の開催 ・カキガラの検鏡、のり芽の検診	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第213号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	第一種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	1,401		27	27		○	適切かつ有効に活用されている。

【※】知事免許漁場分を含む。

7水管第2611号  
令和8年1月9日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき別添のとおり貴委員会に報告する。

報告対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日(佐賀県有明海漁業協同組合)  
 報告対象期間: 令和6年6月1日～令和7年5月31日(福岡有明海漁業協同組合連合会)

【共同漁業種】		(1) 免許番号等	(2) 漁業種の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権【※】	(7) 資源管理に関する取組の実施状況		点検結果	評価
免許番号	漁業種者	漁業種者	第一種共同	かき漁業	始期	終期	操業状況(日)	生産量(kg)	行使権者数(人)	行使状況(人)	(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
農共1号	佐賀県有明海漁業協同組合 福岡有明海漁業協同組合連合会	漁業種者	第一種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	69	2,560	11	11	佐賀県有明海漁業協同組合 1. 漁業種行使規則の取組実績 ・行使規則の遵守 ・漁具及び漁法の制限	○	適切かつ有効に活用されている。
				あさり漁業	1月1日	12月31日	4,650	114,619	156	156	2. 共同漁業種内の漁場環境保全のため実施している取組 ・海面清掃(河川より流下する枯草の除去)		
				からすがい漁業	1月1日	12月31日	1	0	1	1	3. その他の取組 ・委員会報告を踏まえた操業見送り及びビセンクラグの採捕制限 ・資源量の着しく減少している魚介類の自主的採捕自粛 ・東水産養殖センターの定期・臨時モニタリングによる赤潮情報等の生産者への提供 ・稚苗放流、移植事業 ・有害生物の駆除		
				はまぐり漁業	1月1日	12月31日	7	22	6	6	福岡有明海漁業協同組合連合会 1. 漁業種行使規則の取組実績 ・休漁日の設定 ・資源量が著しく減少している魚介類の採捕禁止 ・漁具及び漁法の制限		
				はい漁業	1月1日	12月31日	105	1,490	5	5	2. 資源維持、増殖等のために実施している取組 ・漁場清掃 ・食害対策試験、有害生物の駆除 ・生息調査 ・天然採捕器の設置、追跡調査 ・稚苗等放流、移植 ・母貝育成による生息域拡大技術の試行 ・稚苗放流		
				あかがい漁業	1月1日	12月31日	11	15	5	5	3. その他の取組 ・委員会報告を踏まえた操業見送り及びビセンクラグの採捕制限 ・資源量の着しく減少している魚介類の自主的採捕自粛 ・東水産養殖センターの定期・臨時モニタリングによる赤潮情報等の生産者への提供 ・稚苗放流、移植事業 ・有害生物の駆除		
				くまさるほろ漁業	1月1日	12月31日	1	0	1	1			
				もがい漁業	1月1日	12月31日	2	0	2	2			
				にし漁業	1月1日	12月31日	20	53	5	5			
				たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日	2	0	2	2			
				しおふき漁業	1月1日	12月31日	68	9,250	6	6			
				あげまき漁業	1月1日	12月31日	0	0	0	0			
				またがい漁業	1月1日	12月31日	0	0	0	0			
				うみだけ漁業	1月1日	12月31日	0	0	0	0			
				はいがい漁業	1月1日	12月31日	0	0	0	0			
				しやみせんがい漁業	1月1日	12月31日	1	0	1	1			
				たこ漁業	1月1日	12月31日	274	1,806	10	10			
				餌むし漁業	1月1日	12月31日	4	3	2	2			
				しゃご漁業	1月1日	12月31日	7	2	1	1			
				いそぎんちやく漁業	1月1日	12月31日	5	3	1	1			
			第二種共同	三戸網漁業	1月1日	12月31日	1	0	1,200	1			
				あかもし網漁業	1月1日	12月31日	0	0	1,253	0			
				こうもり網漁業	1月1日	12月31日	0	0	1,226	0			
				付網漁業(緊網及び手押網漁業を含む。)	1月1日	12月31日	12	60	1,235	1			
				かにかご漁業	1月1日	12月31日	159	3,488	1,209	4			
				いかかご漁業	1月1日	12月31日	123	2,422	1,194	8			
				あなごかご漁業(空を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日	4	1	1,213	3			
				うなぎかご漁業(空を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日	11	5	1,211	1			

【※】行使権者数について、第一種共同漁業種は漁場に所属している全ての組合員数、第二種共同漁業種は認証権者数もしくは正組合員数を記載。行使状況については、そのうちの実行行使者数を記載。

報告対象期間: 令和6年9月1日～令和7年4月30日

【区画漁業権】

(1)免許番号等		(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業種別			始期	終期	操業状況 (のり掛枚数)	生産量	行使権者数 (人)	行使状況(人)			
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	第一種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,850		84	37	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・漁業の方法(養殖規模、養殖期間等)の遵守 2. 区画漁業権内の海鳥環境保全のため実施している取組 ・集団管理の実施(病害対策、養殖水位設定、保苗日、冷凍輸出庫日等) ・漁場改善対策(河岸・海岸・海面清掃、植林活動、海底耕耘、二枚貝類の増殖等) ・漁業関係法令及び行使規則、のり養殖に関する基本方針、活性処理に関する実施要領の遵守 3. その他の取組 ・研究機関等が実施する試験研究、調査等への協力	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	第一種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4,190	総生産枚数 約1.2億枚	243	52		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	第一種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	3,090	総生産額 約28.8億円	106	55		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	第一種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	17,568		295	237		○	適切かつ有効に活用されている。

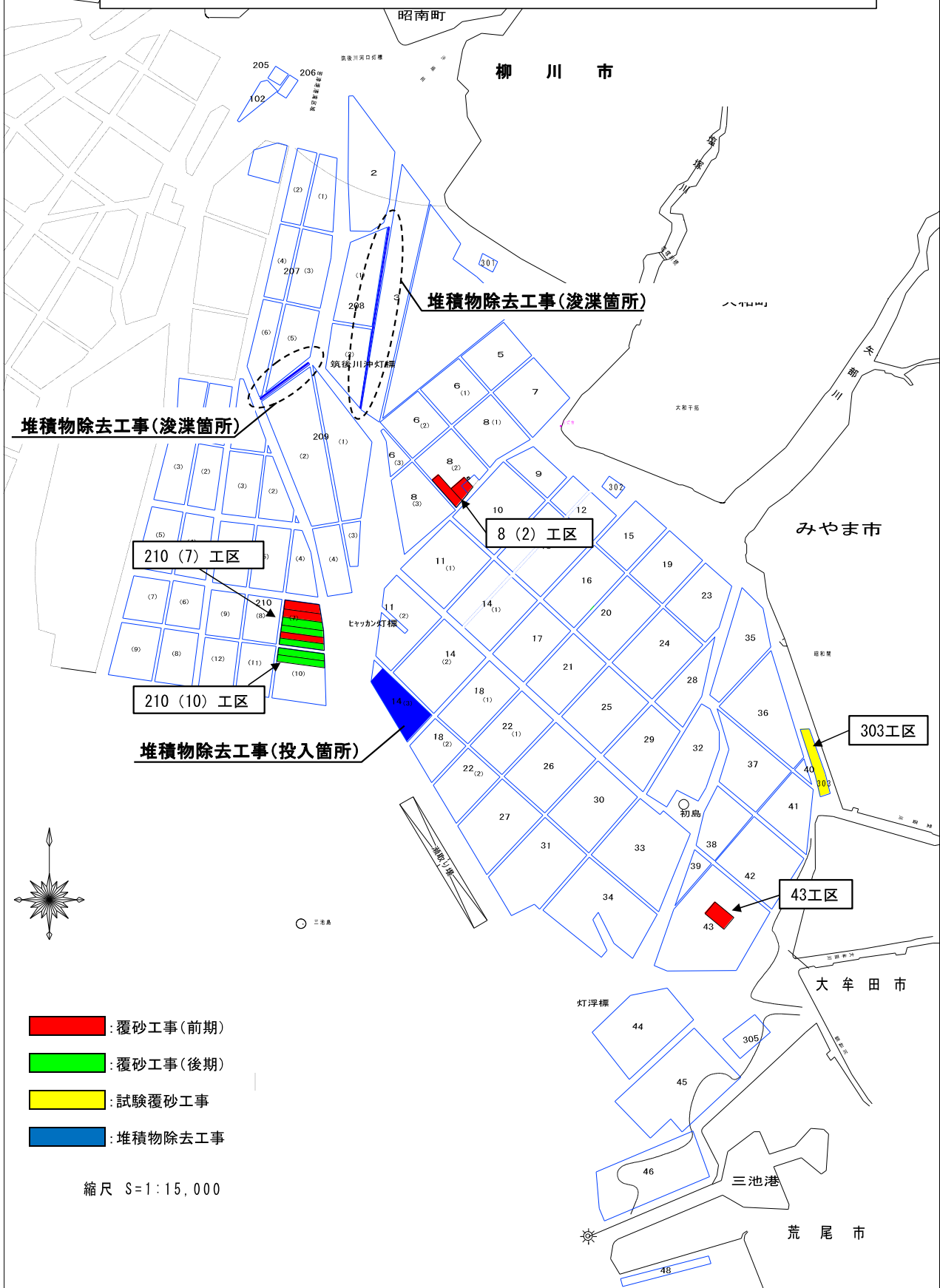
福佐連調委資料

## 令和8年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和8年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和8年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福岡県  
水産振興課漁場整備係

# 1. 令和8年度 水産基盤整備事業実施予定位置図



2. 令和8年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

福岡県水産振興課

令和8年度水産基盤整備事業概要

①覆砂工事

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	210(7)	柳川市地先	R7年5月上旬～8月下旬	覆砂 280,000 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
	"	"	210(10)	柳川市地先	R7年5月上旬～8月下旬	" 101,000 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
			2漁場			381,000 m <sup>2</sup>	

【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	8(2)	柳川市地先	R7年5月上旬～8月下旬	覆砂 86,000 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
	"	"	43	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月下旬	" 59,000 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
水産基盤整備調査事業	"	"	303	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月下旬	試験覆砂 4,000 m <sup>2</sup>	砂厚 20・35cm
			3漁場			計 149,000 m <sup>2</sup>	

合計 530,000 m<sup>2</sup>

②堆積物除去

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	沖端川河口域	柳川市地先	R7年5月上旬～8月下旬	堆積物除去 12,000 m <sup>2</sup>	
	"	"	筑後川河口域	柳川市地先	R7年5月上旬～8月下旬	" 8,000 m <sup>2</sup>	
						計 20,000 m <sup>2</sup>	

### 3 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

#### ①覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。

#### ②堆積物除去工事について

- 1 浚渫箇所及び投入箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 浚渫箇所にたまった堆積物を、グラブ浚渫船等にて掘削します。
- 4 掘削した堆積物を、土運船等にて投入箇所まで運搬し、投入します。
- 5 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。